

令和6年4月1日

不動産媒介業者様、貸主様

いたばし暮らしのサポートセンター

「入居住宅に関する状況通知書」のご記入のお願い

○住居確保給付金制度について

生活困窮者自立支援法に基づき、離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和2年4月20日から、営業自粛等により、失業と同じ程度に収入が落ち込んだ方も対象となりました。これにより、本制度の利用を希望される入居者の方が急増しています。

申請書類の中に、不動産媒介業者様や貸主様にご記入いただく、「入居住宅に関する状況通知書」という様式がございます。本制度の利用を希望される入居者の方から、「入居住宅に関する状況通知書」の記入依頼がございましたら、表面すべて及び裏面の振込口座をご記入いただき、ご本人にお渡しいただきますようご協力をお願いいたします。

○記入上の注意点

- ・表面すべて及び裏面の振込口座を不動産媒介業者様または貸主様にご記入ください。
- ・入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費、管理費、駐車場代等を除いた金額をご記入ください。
- ・振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。
- ・振込口座のフリガナにご注意ください。フリガナが誤っていると振込不能となります。
- ・訂正箇所には訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。
- ・裏面はご本人が記入します。

○給付の方法と時期

- ・板橋区から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた振込口座に振り込みます。
- ・振込名義は「イタバシク ジュウキョカクホセイカツシエンカ」となります。
- ・支給額は、ご本人の同居人数および収入状況により変わります。ご契約の家賃額よりも支給額が少ない場合は、差額をご本人から不動産媒介業者または貸主様にお支払いいただくこととなります。

<問い合わせ先>

いたばし暮らしのサポートセンター 03-6912-4591